

## 第1 教室等の環境

### ◆換気及び保温等

- (1)換気 二酸化炭素は 1500ppm 以下が望ましい  
(2)温度 18°C~28°Cが望ましい  
(冬期 18~20°C、夏期 25~28°C)

- (3)相対湿度 30%~80%  
(4)浮遊粉じん 0.10mg/m<sup>3</sup>以下  
(5)気流 0.5m/秒以下  
(6)一酸化炭素 6ppm 以下  
(7)二酸化窒素 0.06ppm 以下  
(8)揮発性有機化合物  
ア ホルムアルデヒド 100μg/m<sup>3</sup> (0.08ppm)以下  
イトルエン 260μg/m<sup>3</sup> (0.07ppm)以下  
ウ キシレン 200μg/m<sup>3</sup> (0.05ppm)以下  
エ p-DCB 240μg/m<sup>3</sup> (0.04ppm)以下  
オ エチルベンゼン 3800μg/m<sup>3</sup> (0.88ppm)以下  
カ スチレン 220μg/m<sup>3</sup> (0.05ppm)以下

- (9)ダニ又はダニアレルゲン  
100 匹/m<sup>3</sup>以下、又はこれと同等の  
アレルゲン量以下

- (1)~(7) 毎学年2回  
(8)(9) 毎学年1回

### ◆採光及び照明(毎学年2回)

- (10)照度 ・教室及びそれに準ずる場所の照度は  
下限値を 300lx とし、500lx 以上が望ましい  
・黒板の照度は、500lx 以上が望ましい  
・コンピュータを使用する教室等の照度は、  
500~1000lx が望ましい  
・テレビ等の画面の垂直面照度は、  
100~500lx が望ましい  
・その他の学校施設の照度は、  
Z9110 の照度基準に適合  
・教室及び黒板のそれぞれの最大照度と  
最少照度の比は 20:1 を超えないこと  
また、10:1 を超えないことが望ましい

- (11)まぶしさ  
・黒板の外側 15° 以内に強い光源がないこと、黒板面  
及び机上面に光沢がないこと  
・電灯・明るい窓等が、テレビ等の画面に映じていない  
こと

#### 照度の基準

体育館	300lx
講堂	200lx
図書閲覧室	500lx
実験実習室	500lx
被服教室	500lx
放送室等	500lx
階段	150lx
非常階段	50lx
廊下	100lx
洗面所	200lx

### ◆騒音(毎学年2回)

- (12)騒音レベル・等価騒音レベル

閉窓時:L<sub>Aeq</sub>50dB 以下

開窓時:L<sub>Aeq</sub>55dB 以下

(児童・生徒がいない状態)

測定結果が著しく基準値を下回る場合は、以後、内外の  
騒音環境に変化がなければ次回からの検査を省略でき  
る(閉窓時:L<sub>Aeq</sub>45dB 以下、開窓時:L<sub>Aeq</sub>50dB 以下)

#### 等価騒音レベルの測定

日本工業規格 C1509 に規定する積分・平均機能を  
備える普通騒音計を用い、A 特性で5分間

## 第2 飲料水等の水質及び施設・設備

### ◆水質

- (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)

ア 一般細菌	100 コロニー/mL 以下
イ 大腸菌	検出されないこと
ウ 塩化物イオン	200 mg/L 以下
エ 全有機炭素(TOC)	3 mg/L 以下
オ pH 値	5.8~8.6
カ 味	異常でないこと
キ 臭気	異常でないこと
ク 色度	5度以下
ケ 濁度	2度以下
コ 遊離残留塩素	0.1 mg/L 以上

- (2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする

### 飲料水の水質

- (3)専用水道及び専用水道に該当しない井戸水等  
を水源とする飲料水の原水の水質

- (4)雑用水の水質

ア pH 値	5.8~8.6
イ 臭気	異常でないこと
ウ 外観	ほとんど無色透明 であること
エ 大腸菌	検出されないこと
オ 遊離残留塩素	0.1 mg/L 以上 (結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L 以上)

### ◆施設・設備

- (5)飲料水に関する施設・設備

給水源の種類、維持管理状況、貯水槽の清潔  
状態、機能の維持、故障、浄化設備、塩素消毒  
設備

- (6)雑用水に関する施設・設備

雨水等の表示、誤飲防止構造・表示、逆流防  
止構造、清潔、異常

- (1)(3) 毎学年1回  
(2) 水道法の検査回数  
(4)(6) 毎学年2回  
(5) 水道水;毎学年1回  
井戸水;毎学年2回

### 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等

#### 及び教室等の備品管理

##### ◆学校の清潔

大掃除の実施、雨水の排水溝等、排水の施設・設備

##### ◆ネズミ、衛生害虫等

ネズミ、衛生害虫等

##### ◆教室等の備品の管理

黒板面の色彩

大掃除は、毎学年3回。それ以外は、毎学年1回

### 第4 水泳プール

#### ◆水質

(1)遊離残留塩素 0.4 mg/L 以上であること、  
1.0 mg/L 以下が望ましい

(2)pH 値 5.8～8.6

(3)大腸菌 検出されないこと

(4)一般細菌 200 コロニー/mL 以下

(5)有機物等 12 mg/L 以下(KMnO<sub>4</sub>消費量)

(6)濁度 2度以下

(7)総トリハロメタン 0.2 mg/L 以下が望ましい  
(使用期間中1回以上)

(8)循環ろ過装置の処理水 0.5 度以下  
(出口における濁度) (毎学年1回)

(1)～(6)使用日の積算が30日以内ごとに1回

#### ◆施設・設備の衛生状態(毎学年1回)

(9)プール本体の衛生状況等

(10)浄化施設及びその管理状況

(11)消毒設備及びその管理状況

(12)屋内プール

ア 空気中の二酸化炭素 1500ppm 以下が望ましい

イ 空気中の塩素ガス 0.5ppm 以下が望ましい

ウ 水平面照度 200lx 以上が望ましい

### 第5 日常における環境衛生

#### ◆教室等の環境

換気、温度、明るさとまぶしさ、騒音

#### ◆飲料水等の水質及び施設・設備

飲料水の水質、雑用水の水質、飲料水等の施設・設備

#### ◆学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等

#### ◆水泳プールの管理

プール水等、附属施設・設備等

〔これ以外の項目については、学校長が必要と認め  
たものについて実施する。〕

### 第6 雑則(臨時検査)

1 学校で下記(1)～(4)のような場合、臨時に必要な検査を行うものとする。

(1)感染症又は食中毒 (2)風水害等

(3)新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等  
の搬入による揮発性有機化合物の発生のおそれ

(4)その他必要なとき

2 臨時検査は、定期に行う検査に準じた方法で行う。

3 定期及び臨時の検査結果の記録は、検査の日  
から5年間保存する。毎授業日に行う点検の結果は  
記録するよう努め、記録は3年間保存に努める。

4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、閲  
覧できるように保存する。

現在の塩素濃度を目標値0.7mg/Lにするために必要な塩素剤の量  
(※プール水量500 m<sup>3</sup>、有効塩素量60%の顆粒剤を使用する場合)

現在の残留塩素 濃度	0.7mg/Lにするための投入塩素剤 の量
0.6mg/L	1/2 カップ(100g)
0.5mg/L	1 カップ(200g)
0.4mg/L	1.5 カップ(300g)
0.3mg/L	2 カップ(400g)
0.2mg/L	2.5 カップ(500g)
0.1mg/L	3 カップ(600g)
0.0mg/L	3.5 カップ(700g)

## 学校環境衛生の しおり



2022

## 千葉県学校薬剤師会

〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町9-2

TEL 043(242)3801

FAX 043(248)0646

～令和4年4月改正基準～